

課 税 売 上 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額		
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	①	円
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②	
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③	
	農 業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④	
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤	
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥	
課税売上高 不動産所得に係る		損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦	
		⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧	
		差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨	
課税売上高 所得に係る		損益計算書の収入金額	⑩	
		⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪	
		差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫	
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高		業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬	
		⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭	
		差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮	
		課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）	⑯	
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) $\text{円} \times \frac{100}{108}$ 税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。		⑰	（1円未満の端数切捨て）
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。 （注）一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。			